

重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書別紙

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、以下に説明致します。滋賀県の条例に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。（令和8年7月1日 改定）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社前田興業
主たる事務所の所在地	〒520-3035 滋賀県栗東市霊仙寺 4-9-30
代表者（職名・氏名）	代表取締役 前田 一平
設立年月日	令和2年3月16日
電話番号	077-509-7124

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションゆうき
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒520-3035 滋賀県栗東市霊仙寺 4丁目 6-13-2 階
電話番号	077-598-0846
指定年月日・事業所番号	令和3年4月1日指定 事業所番号：256120061
管理者の氏名	南雲 麻由
通常の事業の実施地域	栗東市・草津市・守山市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るように支援するとともに、心身機能の維持・回復、生活の質の向上を図ることを目的とします。
運営の方針	心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法・健康保険法・その他関係法令及びこの契約の定めに基づきサービスを提供します。 関係する市町村・地域の医療福祉サービスと連携を図りながら利用者の要介護状態の軽減もしくは介護予防の為、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

主治医の指示に基づき、看護師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が要介護・要支援状態にある利用者のご自宅を訪問します。

- ① 訪問看護計画書等の作成 ②状態の観察 ③身体の清潔援助 ④褥瘡の処置及び指導
⑤療養環境の整備 ⑥リハビリテーション ⑦栄養に関する援助 ⑧排泄に関する援助
⑨カテーテル類の管理 ⑩家族への看護指導及び介護支援・相談 ⑪服薬の確認・内容確認
⑫ターミナルケア ⑬認知症患者の看護 ⑭その他、医師による医療処置や医療機器の管理

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日までとします。 年末年始（12月30日から1月3日）は休業とします。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとします。 利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えています。

6. 事業所の職員体制 (2026 年 7 月 1 日現在)

管理責任者の氏名	南雲 麻由
----------	-------

管理者は看護職員を兼務しています。基本的には、看護師の指定は出来ません。

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 8 人 非常勤 0 人	理学療法士	常勤 2 人 非常勤 2 人
准看護師	常勤 0 人 非常勤 0 人	作業療法士	常勤 1 人 非常勤 1 人
介護支援専門員	常勤 0 人 非常勤 0 人	事務員	常勤 1 人 非常勤 1 人

7. 利用料

お支払い頂く「利用者負担金」は原則として基本利用料の 1 割・2 割・3 割の額です。ただし、保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は超えた額的全額をご負担頂きます。

(1) 訪問看護の利用料

<保健師・看護師・准看護師が行う訪問看護> ※1 単位当たり 10.7 円で計算させていただきます。

1 回の所要時間	単位数(単位)	料金(円) (単位×10.7)	自己負担金額(円)		
			1 割	2 割	3 割
20 分未満	314	3,360	336	672	1,008
20 分以上 30 分未満	471	5,040	504	1,008	1,512
30 分以上 60 分未満	823	8,806	881	1,761	2,642
60 分以上 90 分未満	1,128	12,070	1,207	2,414	3,621

<理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	単位数(単位)	料金(円) (単位×10.7)	自己負担金		
1 回の所要時間			1 割	2 割	3 割
20 分	294	3,146	315	629	944
40 分	588	6,292	629	1,258	1,888
60 分(1 割減算)	795	8,506	851	1,702	2,552

(2) 介護予防訪問看護の利用料

<保健師・看護師・准看護師が行う訪問看護> ※1 単位当たり 10.7 円で計算させていただきます。

1 回の所要時間	単位数(単位)	料金(円) (単位×10.7)	自己負担金額		
			1 割	2 割	3 割
20 分未満	303	3,242	324	648	973
20 分以上 30 分未満	451	4,826	483	965	1,448
30 分以上 60 分未満	794	8,496	850	1,699	2,549
60 分以上 90 分未満	1,090	11,663	1,166	2,333	3,499

<理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	単位数(単位)	基本利用料 (単位×10.7)	利用者負担金		
1 回の所要時間			1 割	2 割	3 割
20 分	284	3,039	304	608	912
40 分	568	6,078	608	1,216	1,823
60 分(5 割減算)	426	4,558	456	912	1,368

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類 加算の要件	要支援 単位	要介護 単位	加算額			
			基本利用料 単位×10.7	利用者負担		
				1 割	2 割	3 割
夜間・早朝加算※夜間(18 時～22 時)又は早朝(6 時～8 時)	上記基本利用料の 2 5 %					
深夜加算※深夜(22 時～翌朝 6 時)	上記基本利用料の 5 0 %					
複数名訪問加算Ⅰ ※同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	254	254	2,718	272	544	816
複数名訪問加算Ⅰ ※同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合(1 回につき)	402	402	4,301	431	861	1,291
複数名訪問加算Ⅱ ※看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	201	201	2,151	215	430	645
複数名訪問加算Ⅱ ※看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 3 0 分未以上の訪問看護を行っ た場合(1 回につき)	317	317	3,391	340	679	1,018
長時間訪問看護加算※特別な管理を必要とする利用者に 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合 (1 回につき)	300	300	3,210	321	626	963
初回加算(Ⅰ)退院日当日に訪問	350	350	3,745	375	749	1,124
初回加算(Ⅱ)退院日翌日以降に訪問	300	300	3,210	321	642	963
退院時共同指導加算 ※退院又は退所に付き 1 回(特別な管理を必要 とする者の場合 2 回に限り)	600	600	6,420	642	1,284	1,926
緊急時訪問看護加算 ※必要時に緊急時訪問を行う体制がある場合 (1 月につき)	600	600	6,420	642	1,284	1,926
特別管理加算Ⅰ (1 月につき) ※特別な管理を必要とする者に計画的な管理を行った場合	500	500	5,350	535	1,070	1,605
特別管理加算Ⅱ ※同上 (1 月につき)	250	250	2,675	268	535	803
ターミナルケア加算※利用者の死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上終末期ケアを行った場合(当該月につき)	-	2,500	26,750	2,675	5,350	8,025
看護・介護職員連携強化加算 (1 月に 1 回に限り) ※看護・介護職員連携強化加算当該加算の支援を行った場合	-	250	2,675	268	535	803
看護体制強化加算(Ⅰ) ※当該加算の体制を満たす場合 (1 月につき)	-	550	5,885	589	1,177	1,767
看護体制強化加算(Ⅱ) ※同上(1 月につき)	-	200	2,140	214	428	642
(介護予防)看護体制強化加算(1 月につき)	100	-	1,070	107	214	321
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1 回につき)	6	6	64	6	12	18
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※同上	3	3	32	3	6	9
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1 月につき)	-	50	535	54	107	161
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※同上	-	25	268	27	54	81
口腔連携強化加算	50	50	535	54	107	161
介護職員等処遇改善加算	総単位数×1.8%×10.70 円					
エンゼルケア	自費			(内税)10,000		

(3) 医療保険訪問看護料金

○訪問看護の利用料

＜保健師・看護師・准看護師が行う訪問看護＞※負担割合は医療保険の自己負担割合となります。

項目		料金 (全額)	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費Ⅰ (看護師・PT・OT・ST)	週 3 日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週 4 日以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週 3 日まで	2,780	278	556	834
	週 4 日以降	3,280	328	656	984
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の外泊時における訪問)	1 日につき	8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710	771	1,542	2,313
	月の 2 日目以降/日	3,010	310	620	930
訪問看護物価対応料(1 日につき) ※令和 8 年 6 月～令和 9 年 5 月まで	月の初日	60	6	12	18
	月の 2 日目以降/日	20	2	4	6
訪問看護物価対応料(1 日につき) ※令和 9 年 6 月～	月の初日	120	12	24	36
	月の 2 日目以降/日	40	4	8	12

○精神科訪問看護の利用料

＜保健師・看護師・准看護師が行う訪問看護＞※負担割合は医療保険の自己負担割合となります。

項目		料金 (全額)	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (看護師・OT)	週 3 日まで(30 分以上)	5,550	555	1,110	1,665
	週 4 日以降(30 分以上)	6,550	655	1,310	1,965
	週 3 日まで(30 分未満)	4,250	425	850	1,275
	週 4 日まで(30 分未満)	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者)	週 3 日まで(30 分以上)	2,780	278	556	834
	週 4 日以降(30 分以上)	3,280	328	656	984
	週 3 日まで(30 分未満)	2,130	213	426	639
	週 4 日まで(30 分未満)	2,550	255	510	765
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (入院中の外泊時における訪問)	1 日につき	8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710	771	1,542	2,313
	月の 2 日目以降/日	3,010	301	602	903
訪問看護物価対応料(1 日につき) ※令和 8 年 6 月～令和 9 年 5 月まで	月の初日	60	6	12	18
	月の 2 日目以降/日	20	2	4	6
訪問看護物価対応料(1 日につき) ※令和 9 年 6 月～	月の初日	120	12	24	36
	月の 2 日目以降/日	40	4	8	12

※精神科訪問看護に限り、主治医が短時間の訪問の必要性を認め「精神科訪問看護指示書」に明記されている場合のみ短時間訪問が可能です。

◎加算料金

項目・算定回数など		料金 (全額)	本人負担		
			1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算	月 1 回	6,800	680	1,360	2,040
特別管理加算	月 1 回	2,500	250	500	750
※厚生労働大臣が定める状態にある場合	月 1 回(重症度高)	5,000	500	1,000	1,500
難病等複数回訪問看護加算	2 回/日訪問	4,500	450	900	1,350
※厚生労働大臣が定める疾患・特別訪問看護指示書期間	3 回/日以上訪問	8,000	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	月 14 日まで／回	2,650	265	530	795
※主治医の指示により緊急訪問を行った場合	月 15 日目以降／回	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日に算定	6,000	600	1,200	1,800
※退院日、在宅で療養上必要な指導を行った場合	長時間の指導(別表 8・特指示の対象)	8,400	840	1,680	2,520
退院時共同指導加算	退院日翌日以降の訪問日に加算	8,000	800	1,600	2,400
※入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合					
長時間訪問看護加算 (90 分を超える訪問)	週 1 回まで	5,200	520	1,040	1,560
※特別管理加算、特別訪問指示期間中の対象者のみ					
複数名訪問看護加算	① 看護師等(週 1 回まで)	4,500	450	900	1,350
※訪問する看護師に同行して訪問する場合	② 准看護師(週 1 回まで)	3,800	380	760	1,140
※看護師等とは PT、OT または ST のことを指す	③ 看護補助者	3,000	300	600	900
※看護補助者は雇用されている事務員等(資格不問)	1 日に 2 回	6,000	600	1,200	1,800
	1 日に 3 回以上	10,000	1,000	2,000	3,000
在宅患者連携指導加算	1 回当たり(月 1 回まで)	3,000	300	600	900
※他の機関と月 2 回以上文書等で連携や指導を行っている場合					
在宅患者緊急等カンファレンス加算	1 回当たり(月 1 回まで)	2,000	200	400	600
夜間・早朝訪問看護加算※18-22 時・6-8 時	1 回につき	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算 ※22-6 時	1 回につき	4,200	420	840	1,260
訪問看護情報提供療養費	月 1 回	1,500	150	300	450
ベースアップ評価料(Ⅰ)	月 1 回	1,050	105	210	315
訪問看護医療情報連携加算	月 1 回	1,000	100	200	300
訪問看護遠隔診断補助料	1 日につき	2,650	265	530	795
DX 加算	月 1 回	50	5	10	15
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡月 1 回	25,000	2,500	5,000	7,500
エンゼルケア	自費	(内税)10,000			

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料を頂きます。
ただし、容体の急変などやむを得ない事情がある場合はキャンセル料不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前営業日 17:30 まで	利用者負担金の 0 % の額
利用予定日の当日又は利用予定日の前営業日 17:30 を過ぎた場合	利用者負担金の 100 % の額

(5) 交通費

利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程に基づき交通費の実費を請求致します。自動車を使用した場合の交通費は守山市・草津市・栗東市を出たところから 1 km 当たり 15 円とします。

(6) 支払い方法

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の 26～28 日（祝休日の場合は直前の平日）までにあなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日（祝休日の場合は直前の平日）までに事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 関西みらい銀行 守山支店 普通口座 0004905 カ) マエダコウギョウ
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

8. 緊急時・事故発生時における対応方法

- (1) サービス提供中に急変等の緊急事態が生じたときは、必要に応じて手当て等を行います。
- (2) サービス提供中に事故が発生した場合は利用者の家族・担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、損害賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

9. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	TEL 080-9536-7838 面接場所：当事業所の相談室
滋賀県国民保険連合会	TEL 077-510-6605 （代表 077-552-2651）
栗東市長寿福祉課	TEL 077-551-0281
草津市介護保険課	TEL 077-561-2369
守山市介護保険課	TEL 077-581-0203

10. 虐待の防止および身体拘束の禁止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止等の為に次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の為に指針を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所職員または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) 事業者及び従業者は、原則として身体拘束を利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護する為やむを得ない場合はこの限りではありません。

11. 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定（介護予防）訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生（まん延）しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともにその結果について周知徹底します。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的に行います。

1 2. 業務継続計画（BCP）の策定について

- （１）感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供を継続的に実施する為の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（以下 BCP）を策定し BCP に従って必要な措置を講じます。
- （２）従業者に対し、BCP について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- （３）敵的に BCP の見直しを行い、必要に応じて BCP の変更を行います。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （１）訪問看護職員は支払い・金銭の貸借など金銭に関する業務を行う事が出来ません。
- （２）訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （３）緊急時の看護師の到着は、待機場所やその時の交通状況により時間を要する場合があります。
- （４）急変等によりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- （５）訪問看護の提供に伴い発生した廃棄物は感染予防の為、居宅・施設での処分をお願いします。
- （６）サービス提供中の喫煙・飲酒はご遠慮ください。

1 4. ハラスメント行為について

利用者又は家族から以下の行為があり、ハラスメント行為に該当するとみなされる場合は契約を解除いたします。

- （１）身体的暴力または乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、殴る、蹴る）
- （２）セクシャルハラスメント（体を触る、性的な言動、卑猥な言動・行為）
- （３）精神的な暴力行為（怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする等）
- （４）その他（個人の連絡先を聞く、ストーカー行為等）

1 5. 感染対策に関するお願い

感染対策の一環として他のご利用者様との物品の使い回しを控えさせて頂いております。以下に記載の訪問看護内容に該当するご利用者様は、物品のご準備をよろしくお願い致します。社会情勢により販売価格が変動する場合があります。ご不明な点はスタッフまでお問い合わせ下さい。

【看護内容と必要物品について】

(1)医療処置：使い捨て手袋

※褥瘡処置、血糖測定、点滴、薬剤塗布、摘便、浣腸、導尿、バルーン管理

(2)食事介助：使い捨て手袋

(3)口腔ケア：使い捨て手袋

(4)排泄介助：使い捨て手袋

(5)入浴介助：使い捨て手袋、長靴もしくは使い捨てフットカバー

(6)清拭：使い捨て手袋

(7)足浴：使い捨て手袋、足浴バケツ

(8)爪切り：爪切り

(9)その他、直接肌に触れる行為

※リハビリテーション時のリラクゼーションなど

15. 広報に関するお願い

訪問看護やリハビリ中のご様子のお写真を等事業所のホームページや SNS (Instagram) などに掲載しても良いかお声掛けさせて頂くことがあります。下記にあらかじめ意思のご記入をお願い致します。

☐ ご本人様、ご家族様のご了承のもと写真を掲載しても良い

☐ 写真の掲載は禁止

14. 算定する加算について

☐ 介護保険

☐ 初回加算Ⅰ

☐ 初回加算Ⅱ

☐ 退院時共同指導加算

☐ 緊急時訪問看護加算Ⅰ

☐ 特別管理加算Ⅰ

☐ 特別管理加算Ⅱ

☐ 口腔連携強化加算

☐ その他 ()

☐ 医療保険

☐ 24 時間対応体制加算

☐ 退院支援指導加算

☐ 退院時共同指導加算

☐ 特別管理加算Ⅰ

☐ 特別管理加算Ⅱ

☐ その他 ()

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

【本人】 住所 ()
氏名 ()

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

【代筆者】 続柄 () 連絡先 ()
住所 ()
氏名 ()

令和 年 月 日 事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事業者】 所在地 滋賀県栗東市霊仙寺 4-9-30
法人名 株式会社 前田興業
代表者 職氏名 代表取締役 前田一平
説明者 職氏名 ()